

日本赤十字社和歌山県支部講習等開催について

1 支部が主催する講習

支部が主催する講習は、一般普及講習と呼ばれるもので、人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を幅広く身につけることを目的としています。一般普及講習には5つのカリキュラム（**救急法基礎講習**、**救急法救急員養成講習**、**水上安全法救助員Ⅰ養成講習**、**幼児安全法支援員養成講習**、**健康生活支援講習支援員養成講習**）があり、それぞれ必要な時間を受講いただき、検定に合格すると認定証を発行します。

(表1) 名称・概要、時間、講習メニュー、受講資格及び受講料について

名称・概要	時間 (日数)	講習メニュー	受講資格	受講料/1人 (教材、保険料等、税込)
救急法基礎講習 AEDの使用法や心肺蘇生法を中心とした一次救命処置の知識と技術を習得できます。	4時間 (1日)	一次救命処置（心肺蘇生、AEDを使用した除細動、気道異物除去）、手当の基本等	15歳以上	1,600円
救急法救急員養成講習 日常生活における事故防止、けがの応急手当、搬送、急病などについての知識と技術を習得できます。	10時間 (2日)	急病やけがの応急手当、止血法、きずの手当（包帯など）、骨折の手当（固定など）、搬送等	救急法基礎講習修了者	2,200円
水上安全法救助員Ⅰ養成講習 泳ぎの基本、事故防止、安全で確実な溺者の救助と応急手当など、医師や救急隊員に繋げるための正しい知識、技術を習得できます。	18時間 (3日)	一次救命処置、手当の基本、水の活用と事故防止、安全な水泳と自己保全、安全管理と監視、事故者の救助と応急手当等	15歳以上 救急法基礎講習修了者 ※一定の泳力を有する	800円
幼児安全法支援員養成講習 乳・幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当などの知識と技術を習得できます。	12時間 (2日)	子どもの成長発達と事故予防、子どもの応急手当、子どもの病気と看病のしかた、地域の子育て支援、乳幼児の一次救命処置等	15歳以上	2,300円
健康生活支援講習支援員養成講習 高齢者の介護、健やかな高齢期を迎えるための健康管理、地域での高齢者支援などの知識と技術を習得できます。	12時間 (2日)	高齢期の理解、高齢者に起こりやすい事故の予防と手当、急病への対応、地域における支援活動、日常生活における介護（移動・車椅子・食事・排泄・着替え・清潔等）	15歳以上	1,000円

(1) 申込み方法

①電話の場合

日本赤十字社和歌山県支部 事業推進課 073 (422) 7141 にお電話いただき、お申込み下さい。

②Webの場合

当支部ホームページの申込フォームからお申込み下さい。

申し込み後、支部から案内文等を郵送いたします。

※定員に達している場合には、他の日程に変更をお願いする場合があります。

(2) 受講料について

受講確定後、受講料の支払い方法等の案内を送付しますので、期日までにお支払い下さい。

入金を確認できない場合は、受講出来ないことがありますのでご注意ください。

※キャンセルされた場合、入金いただいた受講料は、原則返金できませんのでご了承下さい。

2 地域や職場等へ指導員を派遣する場合

地域や職場等で講習を開催する場合に指導員を派遣いたします。

講習には短期講習と防災減災セミナーがあります。（ニーズに合わせた内容を比較的短時間で開催できます。）

(1) 短期講習

一般普及講習の中から、必要とする内容を取り上げて、短時間で行う受講しやすい講習です。

（例）心肺蘇生法と止血法で約90分など、ご希望に合わせた講習を行いますのでご相談下さい。

(2) 防災減災セミナー

地震・風水害など災害について知り、平時の備えの重要性を理解することや、被災者の経験談などにより過去の災害を追体験して被災の具体的なイメージを理解し、また地域の防災マップ作成を通じて、危険個所の把握や、個人や地域で予め行うべきことなど、防災意識や知識を高め、地域や職場での災害対応に役立つ講習です。

(3) 実施方法

開催の2か月前までにご相談下さい。

①電話の場合

日本赤十字社和歌山県支部 事業推進課 073 (422) 7141 にお電話下さい。

指導員派遣の調整を行います。（日程は希望に添えないこともあります）

(4) 費用について

指導員派遣費用及び内容に応じて教材費等が必要となります。

費用が確定したら、必要書類を送付いたします。

派遣費用（税込）

指導員 1人あたり	4 時間未満	5,000円
	4 時間以上	8,000円

※指導員の派遣人数については、受講者数、講習内容を勘案し支部で決定いたします。

(5) 免除について

以下の団体・個人については、指導員派遣にかかる費用を原則免除いたします。

①日赤地区分区

②赤十字奉仕団

③青少年赤十字加盟校

④1年以内に赤十字活動資金に協力した企業、個人（企業は10,000円、個人は2,000円）

⑤献血協力団体

⑥警察、消防、自衛隊、海上保安庁

⑦支部が必要と判断した場合

3 その他

開催予定であった場合でも、次の場合は中止とすることがあります。

(1) 災害の発生又は予想される場合

(2) 感染症等の流行

(3) 気象警報が発令された場合

(4) 支部が必要と判断した場合